



税金あれこれ (54) 仮想通貨 (ビットコイン等) の税務

ビットコインをはじめとする仮想通貨を売却又は使用することにより生じる利益については、原則として、個人の場合は、雑所得に区分され、所得税の確定申告が必要となります。但し、年末調整済みの給与所得を有する方で、他に所得 (不動産所得等) が無い場合で、仮想通貨の売却又は使用による所得が 20 万円以下の方については、確定申告が不要です。

以下、仮想通貨の売却等で税金の申告が必要な事例をあげます。

① 仮想通貨の売却

保有する仮想通貨を売却 (日本円に換金) した場合、その売却価額と仮想通貨の取得価額との差額が所得となり、税金の申告が必要となります。

(例) 50 万円で購入した 1 ビットコインを 60 万円で売却
60 万円 - 50 万円 = 10 万円 (所得)

② 仮想通貨で商品の購入

保有する仮想通貨を商品購入の際の決済に使用した場合、その使用時点での商品価額 (日本円で支払う場合の支払額の総額) と仮想通貨の取得価額の差額が所得となり、税金の申告が必要となります。

(例) 50 万円で購入した 1 ビットコインを 60 万円の商品購入の際に使用
60 万円 (使用時点の 1 ビットコインの価格) - 50 万円 = 10 万円 (所得)

③ 仮想通貨と仮想通貨の交換

保有する仮想通貨を他の仮想通貨を購入する際の決済に使用した場合、その使用時点での他の仮想通貨の時価 (購入価額 = 日本円に換算した金額) と保有する仮想通貨の取得価額との差額が、所得となり、税金の申告が必要となります。

(例) 50 万円で購入した 1 ビットコインで他の仮想通貨購入 (決済時点における他の仮想通貨の時価 60 万円) の決済に使用
60 万円 - 50 万円 = 10 万円 (所得)

このように、単に仮想通貨を売却したときだけでなく、使用したときに利益が出た場合にも税金の申告が必要となります。

高税理士事務所 崔 正博

燃料カードの価格表【2018年1月分】

AMSカード ※共通利用可能

油種	ENEOS・Shell・COSMO
レギュラー	130円
ハイオク	140円
軽油	109円

【価格は税抜】

ENEOSビジネスカード

油種	ENEOS
レギュラー	134円
ハイオク	144円
軽油	112円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	出光・ENEOS・COSMO	宇佐美	鈴与 (ENEOS ウイング)
レギュラー	128~130円	128~130円	128~130円
ハイオク	138~140円	138~140円	138~140円
軽油	108~110円	108~110円	108~110円

【価格は税抜】